

中小企業団体中央会 会員のみなさまへ

中 央 会

企業を労働災害リスクから守る

ビジネスJネクスト

業 務 災 害 補 償 保 険

2018年4月1日以降始期加入用

最大
約**58%**割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、
リスク診断割引25%を適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合があります。)



全国中小企業団体中央会

〈引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社〉

会社経営にはさまざまな **リスク** が潜んでいます！



就業中や通勤途中の事故による社員のケガ

労災事故は交通事故より多発しています！



労災事故は
交通事故より
発生率が高い！

労災事故の
被災者数
※1
約9.7人
(1,000人あたり)

交通事故の
被災者数
※2
約3.9人
(1,000人あたり)

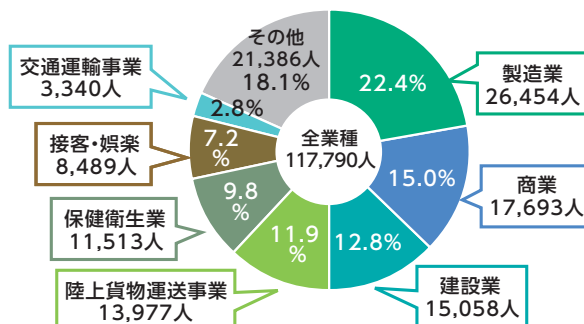
※1 政府労災新規受給者数を平均就業者数で割り、その数値に1,000(人)を掛けて算出。

出典：厚生労働省「平成28年度 労災保険事業の保険給付等支払状況」、
総務省「労働力調査 平成28年」

※2 交通事故死傷者数を総人口数で割り、その数値に1,000(人)を掛けて算出。

出典：警察庁「交通事故の発生状況 平成28年」、
総務省「人口推計 平成28年」

業種別死傷災害発生状況(死傷者数の構成比)



厚生労働省「平成28年労働災害発生状況の分析等」

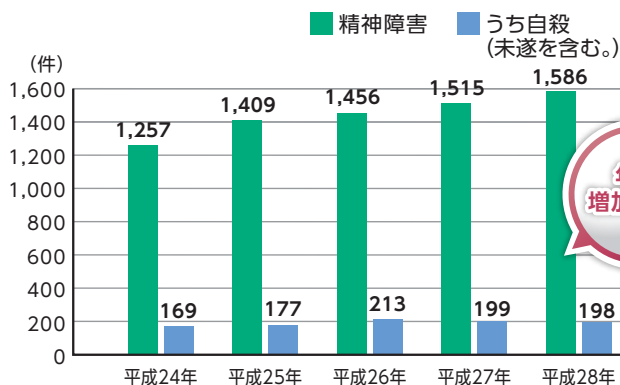


うつ病などの「心の病」や過労などによる脳・心臓疾患

うつ病などの精神障害における労災請求は4年間で約1.26倍増加！

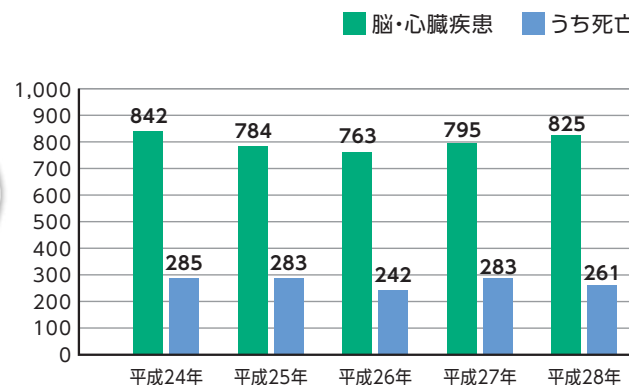


精神障害などによる労災請求件数の推移



年々
増加傾向！

脳・心臓疾患など(「過労死」などの事案)による労災請求件数の推移



厚生労働省「平成28年度「過労死等」の労災補償状況」まとめ



賠償事故による高額な賠償損害

損害賠償金額の高額化。2億円近いものも！

労働災害関係高額判決事例

判決容認額等	事故内容
1億9,400万円	過重労働が原因で、脳に重篤な障害を負い寝たきりになる
1億8,989万円	異動先での長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる
1億6,524万円	落下材木が頭部を直撃したことにより、重篤な障害となる
1億3,500万円	研修医が過労により急性心筋梗塞を発症し死亡
1億2,588万円	過剰な長時間労働によりうつ病を発症し自殺
1億1,111万円	過酷な環境と部下指導の悩みからうつ病を発症し自殺
1億398万円	労働環境が変化し業務量の増加からうつ病を発症し自殺
9,905万円	現場監督が長時間労働によりうつ病を発症し自殺

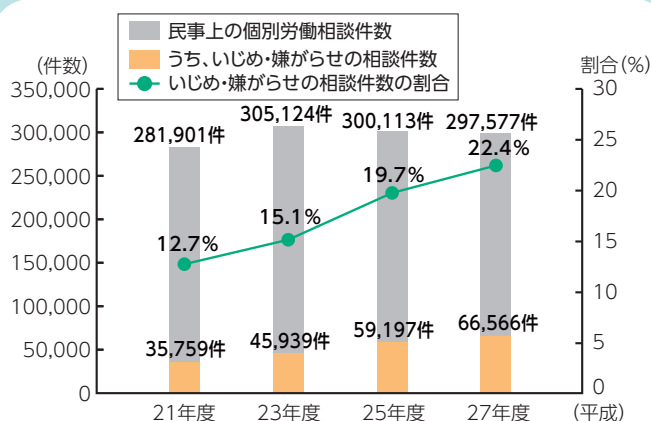
平成25年9月末時点引受保険会社調べ

2億円
近いものも！



雇用トラブルの増加

ハラスメントに関する相談が増加しています！



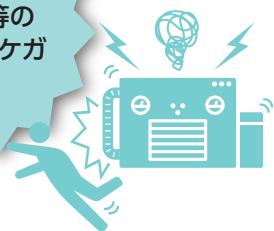
【出典】厚生労働省「平成27年度 個別労働紛争解決制度施行状況」

補償の概要

中央会ビジネスJネクストは、会員事業者の業務に従事する方（以下、「従業員等」といいます。）の業務上の災害にかかわるさまざまなリスクを補償する制度です。

業務上の災害にかかわるリスクとは…

従業員等の
業務中のケガ



従業員等の
通勤中のケガ



従業員等の
業務中の
熱中症



企業が
従業員等
に対して負う
賠償責任



従業員等の
死亡事故による
ブランドイメージ
の低下



従業員等への
セクシャル
ハラスメント
に対する
賠償責任



など

業務上の災害によって、会員事業者には、**各種費用の支出**や**損害賠償リスク**が発生する可能性があります。

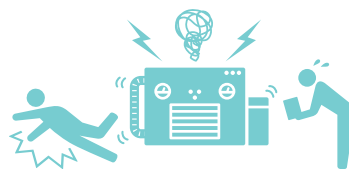
費用

災害補償規定等に基づく
補償金（弔慰金・見舞金）の
支払い



損害賠償金

従業員等の業務上の事故により
負担する従業員等への法律上の
損害賠償責任・訴訟費用



など



**中央会ビジネスJネクストは、
会員事業者が支出する費用等を
しっかり補償します！**

会員事業者のみなさまが補償金等を支出することに

会員事業者のみなさまのニーズに対応した **2つのプラン** と充実の **オプション**

ワイドプラン 充実補償のおすすめプランです。

ベーシックプラン 必要な補償を揃えたスタンダードなプランです。

死亡補償保険金 従業員への補償

従業員等が死亡した場合

例) 業務中に足場を踏み外して高所から転落し、ケガをして亡くなったため、事業者が補償金を支出した。



後遺障害補償保険金 従業員への補償

従業員等に後遺障害が残った場合

例) 業務中に重機の下敷きになってケガをして、後遺障害が残ったため、事業者が補償金を支出した。



入院補償保険金 従業員への補償

従業員等が入院した場合

例) 業務中に工場内での作業によりケガをして、入院したため、事業者が補償金を支出した。



手術補償保険金 従業員への補償

従業員等が手術を受けた場合

例) 出勤途中に交通事故でケガをして入院し、手術を受けたため、事業者が補償金を支出した。



通院補償保険金 従業員への補償

従業員等が通院した場合

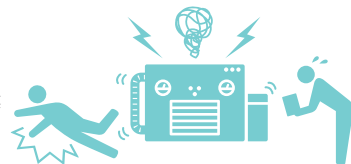
例) 業務中に会社の階段で転んでケガをして、通院したため、事業者が補償金を支出した。

(注) 実際に通院した日のみが補償対象となります。



使用者賠償責任補償特約 企業の補償

業務上の事由による加入期間中の従業員等のケガまたは病気のために、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や、訴訟費用等を補償します。



労災認定身体障害追加補償特約 従業員への補償

従業員等の脳・心疾患、精神障害が労災認定された場合

例) 過労が原因で急性心筋梗塞を発症して、亡くなったため、事業者が補償金を支出した。
(注) 役員等については、政府労災保険の特別加入者である場合のみ、補償対象となります。



コンサルティング費用補償特約 企業の補償

従業員等の保険期間中の業務上の事由によるケガまたは病気(業務上の事由によると疑われる場合を含みます)等により、事業者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した日本国内で行うコンサルティングに関する費用を補償します。



事業者費用補償 (ベーシック・実損型) 特約 企業の補償

● 死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に事業者が実際に負担した、葬儀費用や花代等の臨時の費用を補償します。



メンタルヘルス対策費用特約 企業の補償

うつ病等の精神障害により休職した従業員等の、職場復帰に係る費用を補償します。

(注) 労災保険法等の給付が決定した精神障害に限ります。

役員等については、政府労災保険の特別加入者である場合のみ、補償対象となります。



雇用慣行賠償責任補償特約 企業の補償

ハラスメント・不当解雇等の不当行為に起因して、従業員等より加入期間中に事業者等に対して損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や、訴訟費用等を補償します。
(業務上の事由によるケガまたは病気に基づく損害賠償請求は、「使用者賠償責任補償特約」での補償となります。)



事業者費用補償 (ワイド・実損型) 特約 企業の補償

● 従業員等が業務に従事している間に身体障害を被った場合または「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合、もしくは損害賠償請求がなされたものとみなされる場合で、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に事業者が実際に負担した、葬儀費用や花代等の臨時の費用を補償します。

● 死亡事故等が発生したことにより失ったブランドイメージの回復のための広告宣伝活動等に要した費用等を補償します。



ベーシックより
補償対象を拡大!

よって被る損害に対して保険金をお支払いします！

オプション補償をご用意しました。フリープランでの設計も可能です。

オプション補償

各プランにセットすることで、会員事業者のみなさまの災害補償制度等に合わせた補償ができます。

休業補償保険金支払特約

従業員等が身体障害により、事故日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、免責期間(*)を超えて就業不能である期間1日につき、補償期間(*)を限度として、事業者が補償金を支出することによって被る損害に対して、休業補償保険金をお支払いします。

(*) 免責期間は0日、7日、14日のいずれかを、補償期間は90日、180日、365日、730日のいずれかを、それぞれご選択いただけます。

医療費用補償保険金支払特約

従業員等が身体障害を被り、医師の指示により行った治療に関する費用で、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に従業員等が負担した、公的医療保険制度の一部負担金や差額ベッド代(*）、入院・転院・退院時の交通費等に対して事業者が補償金を支出することによって被る損害を補償します。

(*) 医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。

フルタイム補償特約

従業員等が業務に従事していない間に被った身体障害についても、事業者が補償金(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)等を支出することによって被る損害を補償します。

その他の主な補償

事業者費用補償(定額型)特約	保険金の請求に関する特約
天災危険補償特約	使用者賠償責任限定補償(死亡・後遺障害第1～7級)特約
天災危険補償(使用者賠償用)特約	使用者賠償責任限定補償(死亡のみ)特約
通院補償金支払に関する特約	自動車搭乗中補償対象外特約

詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

用語についてのご説明は **P15** をご覧ください。

中央会 ビジネスJネクストの主なメリット

メリット
1

44%割引※1+リスク診断割引0～25%※2 最大約58%割引

※1 被保険者数割引(20%)、損害率による割引(30%)が適用されます。
※2 業務災害補償保険告知事項申告書による告知内容により、最大25%割引が適用されます。
「健康経営優良法人認定制度」(経済産業省)または「安全衛生優良企業公表制度」(厚生労働省)の認定を受けている事業者に対する割引を新設しました。

メリット
2

スピーディーな保険金支払い!

労災事故が発生した場合、政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払いします(*)。

(*) 保険金のお支払いは、政府労災保険の認定とは連動しないため、政府労災保険の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。ただし、「労災認定身体障害追加補償特約」、「メンタルヘルス対策費用特約」については、政府労災保険の認定を受けたものに限り、また、「使用者賠償責任補償特約」については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

事故発生!

労災認定とは別に

保険金をお支払い!

メリット
3

経営事項審査の加点対象!

(平成29年12月1日現在)

経営事項審査の審査項目に定める「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、「労働福祉の状況(W1)」において15ポイントの加点評価が得られます。

(注1) 死亡補償保険金および後遺障害補償保険金をともに補償すること等、所定の要件を満たすことが必要です。
(注2) 自動車搭乗中補償対象外特約をセットした場合、経営事項審査の加点対象外となる可能性があります。

メリット
4

充実した付帯サービス!

貴社の人事・労務に関するお悩みにお答えする充実の付帯サービスです。
メンタルヘルスに関わる人事マネジメントや法律・税務相談などに、専門スタッフが電話でアドバイスします。
(すべてのご契約に付帯されます。)

「ストレスチェック支援サービス」

「人事・労務相談デスク」

メンタルヘルスサポート

法律・税務・人事労務相談

4

付帯サービスは次ページへ➡

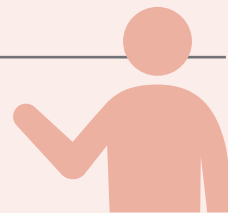
付帯サービスについて

人事・労務相談デスク

貴社の人事・労務に関するお悩みに「人事・労務相談デスク」がお役に立ちます。専門スタッフがスピーディーにお答えします。従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立つツールとしてご活用ください。(電話相談無料)

(注1) すべての契約に付帯されるサービスです。

(注2) このサービスは、個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。



メンタルヘルスサポート [受付時間] 平日 10:00~17:00

マネジメントサポート

EAPコンサルタント(*)が人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

EAPコンサルタント(*)が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

職場復帰サポート

EAPコンサルタント(*)が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

メンタルヘルスオプションサービス(有償)

その他のメンタルヘルスに関わるサポートを行います。

(*)EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する専門職です。

法律・税務・人事労務相談 [受付時間] 平日 10:00~17:00

法律相談(予約制)

弁護士が、取引先や顧客とのトラブルなど、法律に関する相談にお答えします。

税務相談(予約制)

税理士が、会社経営や事業継承のトラブルなど、税務に関する相談にお答えします。

人事労務相談(予約制)

社会保険労務士が、雇用や労働条件など、人事労務に関する相談にお答えします。



注意

- ◆ご利用時には、お名前、加入者番号、ご希望のサービスをお知らせください。
- ◆サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けするご案内をご覧ください。
- ◆平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月～金曜日をいいます。
- ◆お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りします。
- ◆このサービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- ◆このサービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「ストレスチェック支援サービス」をご活用ください！

◆労働安全衛生法の改正により、2015年12月から従業員50人以上の事業場でストレスチェックの実施が義務付けられました。(50人未満は努力義務)

◆三井住友海上では、中央会ビジネスJネクストに「使用者賠償責任補償特約」をセットしてご加入いただいている会員事業者(記名被保険者)の皆さまに「ストレスチェック支援サービス」を提供します。

＜ストレスチェック制度の全体像と本サービスの位置づけ＞

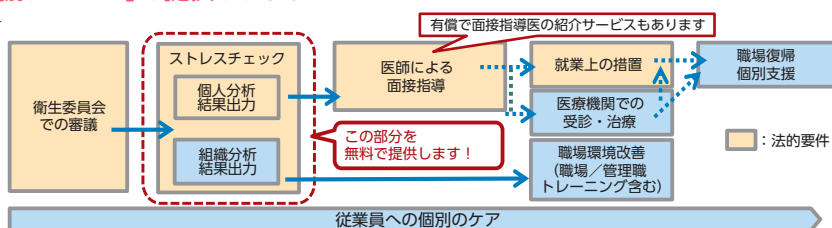
本サービスは、ストレスチェック制度の「ストレスチェック(心理的な負担の程度を把握するための検査)」実施のためのWEB環境(受検～結果出力)を無料で提供するものです。

＜ご注意＞

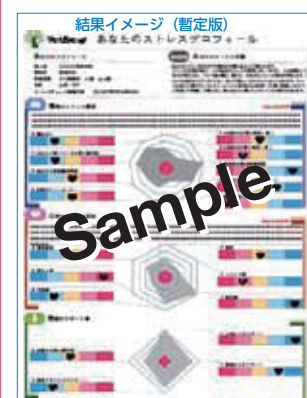
- ・本サービスは、MS&ADグループの(株)インターリスク総研(提携先を含む)が提供します。
- ・通信環境、ブラウザ、セキュリティなどの環境や保険契約の条件により、本サービスをご利用いただけない場合があります。

企業は、ストレスチェックで、「高ストレス」と判定された労働者に対し、希望に応じて医師による面接指導の機会を提供する必要があります。中央会ビジネスJネクストでは、本サービスに加え、「面接指導医師紹介サービス」(有償) (*) もご用意しています。

(※) 面接指導医師紹介サービスはダイヤル・サービス(株)が提供します。

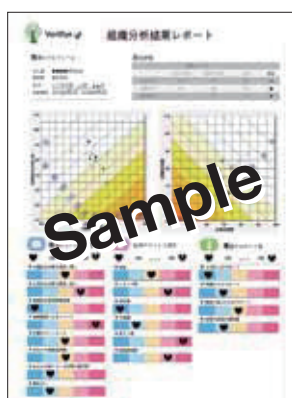


【ストレスチェック支援サービス 個人分析・結果イメージ】



- 「職業性ストレス簡易調査票」によるセルフチェック
厚生労働省が推奨する調査票を利用し、わかりやすいレポートを提供します。回答後、すぐに結果を確認できます。
- 幅広い端末の利用が可能
会社のPCの他、自宅や外出先のPCや、スマートフォン等の利用が可能です。
- 精神科医によるストレス軽減策のご紹介
結果レポートに加えて、認知行動療法等の考え方を応用したストレス軽減策をご紹介します。
- 複数回の実施が可能
実施期間中、何度でも実施可能です。最新の回答結果がシステムに保持されます。
- 事業者への結果提供の同意・医師面接の申し出機能
事業者の結果提供の同意や医師面接の申し出はシステム上で対応できます。

【ストレスチェック支援サービス 組織分析・結果イメージ】



- 結果フィードバック
組織分析結果は、実施期間後に自動集計されシステム上にアップロードされます。
- 組織分析レポート(個別部署)
厚生労働省推奨の「仕事のストレス判定図」のグラフや個々の項目についてわかりやすく結果をフィードバックします。
- 組織分析レポート(リスト形式)
部署別や属性別(役職、職種など)に集計したリスト形式のレポートを管理者向けにご提供します。
- 集計単位
組織分析の最少集計単位はデフォルトで10名以上です。最少集計単位は変更が可能です。

補償の詳細

保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合

この保険では、日本国内・日本国外における保険期間中の事故が補償の対象となります(使用者賠償責任補償特約、雇用慣行賠償責任補償特約、事業者費用補償(ワイド実損型)特約、およびコンサルティング費用補償特約を除きます。)。中央会ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)の補償内容(保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合)をご説明します。
詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
用語については、P15の「用語のご説明」をご覧ください。

基本補償

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合															
死亡補償保険金 (死亡補償保険金・ 後遺障害補償 保険金支払特約)	 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害(*)を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 (*)業務災害補償保険普通保険約款に規定する身体障害のうち、傷害および下表に掲げる保険金支払の対象となる症状 <table><tr><th>外 因 の 分 類 項 目</th><th>基本分類コード</th><th>具 体 的 な 症 状 の 例</th></tr><tr><td>熱および光線の作用</td><td>T67</td><td>熱射病、日射病</td></tr><tr><td>気圧または水圧の作用</td><td>T70</td><td>潜函(かん)病<減圧病></td></tr><tr><td>低酸素環境への閉じ込め</td><td>W81</td><td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td></tr><tr><td>高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露</td><td>W94</td><td>深い潜水からの浮上による潜水病</td></tr></table> (注) 上記表中の外因の分類項目および基本分類コードは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」C D-1 0(2003年版)準拠によります。	外 因 の 分 類 項 目	基本分類コード	具 体 的 な 症 状 の 例	熱および光線の作用	T67	熱射病、日射病	気圧または水圧の作用	T70	潜函(かん)病<減圧病>	低酸素環境への閉じ込め	W81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露	W94	深い潜水からの浮上による潜水病	補償対象者1名につき、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 同一の事故・同一の補償対象者が被った身体障害について既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額から既にお支払いした金額を差し引いた残額を限度とします。 (注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	共通事項(1) ● 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。) ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ⑤ 風土病 ⑥ 職業性疾病等 ⑦ 原因がいかなる場合でも、頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛またはその他の症状を訴えている場合で、いずれも補償対象者にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑧ 補償対象者の入浴中の溺水(水を吸引したことによる窒息をいいます。)(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ⑨ 原因がいかるときでも、補償対象者の誤嚥(えん)(食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。))によって生じた肺炎 等
外 因 の 分 類 項 目	基本分類コード	具 体 的 な 症 状 の 例																
熱および光線の作用	T67	熱射病、日射病																
気圧または水圧の作用	T70	潜函(かん)病<減圧病>																
低酸素環境への閉じ込め	W81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症																
高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露	W94	深い潜水からの浮上による潜水病																
後遺障害補償保険金 (死亡補償保険金・ 後遺障害補償 保険金支払特約)	 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	補償対象者1名につき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の100%~4%を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における補償対象者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償保険金をお支払いします。 (注2) 同一の部位に後遺障害の程度を加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合から既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を差し引いて、保険金をお支払いします。 (注3) 保険期間を通じてお支払いする後遺障害補償保険金は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度とします。 (注4) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	共通事項(2) ● 次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 補償対象者の故意または重大な過失 ② 補償対象者の自殺行為 ③ 補償対象者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間 ④ 補償対象者の脳疾患、疾病(職業性疾病等は含みません。)または心神喪失(ただし、業務に起因して発生した症状の場合には、保険金をお支払いします。) ⑤ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ⑦ 補償対象者が乗用具(自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。)を用いて競技等をしている間															
入院補償保険金 (入院補償保険金・ 手術補償保険金 支払特約)	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院した場合	補償対象者1名につき、[入院補償保険金支払限度日額]×[入院した日数]を限度に保険金をお支払いします。 (注1)「入院した日数」は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後																

基本補償

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
		の入院については、「入院した日数」に含めません。 (注2) 入院中にさらに入院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、入院補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	⑧補償対象者が下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間 等
手術補償保険金 (入院補償保険金・手術補償保険金支払特約) 	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合	補償対象者1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 [入院補償保険金支払限度日額]×10 ② ①以外の手術の場合 [入院補償保険金支払限度日額]×5 (注1) 同一の事故による身体障害について1回の手術に限りです。また、同一の事故による身体障害について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によりします。 (注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	補償対象外となる運動等 山岳登山(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(※2)操縦(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。 (※2)グライダーおよび飛行船を除きます。 (※3)職務として操縦する場合を除きます。 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。
通院補償保険金 (通院補償保険金支払特約) 	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、通院した場合 (注) 実際に通院した日のみが補償対象となります。	補償対象者1名につき、[通院補償保険金支払限度日額]×[現実に通院した日数]を限度に保険金をお支払いします。 (注1) [現実に通院した日数]は、90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、「現実に通院した日数」に含めません。 (注2) 入院補償保険金をお支払いする期間中に通院した場合は、「現実に通院した日数」に含めません。 (注3) 通院中にさらに通院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、通院補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	● 共通事項(1) (P6)記載の事項 ● 共通事項(2) (P6) (P7)記載の事項 等
労災認定身体障害追加補償特約 	● 労災保険法等の給付が決定された場合に限り、業務災害補償保険普通保険約款で保険金支払の対象とならない事由として定める自殺行為、脳疾患、疾病(※1)または心神喪失等による補償対象者本人が被った身体障害(※2)によって生じた損害に対して、次の①～⑪の特約をセットしているときに、保険金をお支払いする特約です。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 ⑨事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約 ⑩事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 ⑪事業者費用補償(定額型)特約 (※1)職業性疾患を除きます。 (※2)傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等(※3)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (※3)労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等をいい、傷害および業務に起因して発生した症状を除きます。なお、労災保険法等によって発病の日と認定された日を事故の発生日とします。	それぞれの補償保険金の額に従います。	● 共通事項(1) (P6)記載の事項 ただし、(P6)共通事項(1)⑥の「職業性疾患等」は「職業性疾患」と読み替えます。 ● 共通事項(2) (P6) (P7)記載の事項 ただし、(P6) (P7)共通事項(2)のうち、①、②および④については、労災保険法等の給付が決定された場合に、保険金をお支払いします。 等

保険金・特約の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合										
基本補償	使用者賠償責任補償特約	使用者賠償保険金 業務上の事由により保険期間中に補償対象者が身体の障害（※1）を被ったことにより、被保険者（※2）が法律上の損害賠償責任を負担した場合で、損害賠償責任額が次の①～③までの金額の合計額を超えたとき ①労災保険法等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。） ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③次のいずれかの金額 （ア）被保険者（※2）が災害補償規定等を定めている場合は、被保険者（※2）がその規定に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 （イ）被保険者（※2）が災害補償規定等を定めていない場合は、この特約がセットされた保険契約により支払われる保険金（※6）の額 （※1）傷害または疾病（風土病および職業性疾病を除きます。）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 （※2）被保険者は下表のとおりです。 <table><tr><th>右記以外の場合</th><th>記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人（※3）の役員等または使用人が補償対象者である場合</th></tr><tr><td>（a）記名被保険者</td><td>（a）記名被保険者</td></tr><tr><td>（b）記名被保険者の役員等（※4）</td><td>（b）記名被保険者の役員等（※4）</td></tr><tr><td></td><td>（c）記名被保険者の下請負人（※3）（※5）</td></tr><tr><td></td><td>（d）上記（c）の役員等（※5）</td></tr></table> （※3）建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。 （※4）記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限りします。 （※5）記名被保険者の日本国内で行う業務の遂行に起因して損害を被る場合に限りします。 （※6）同一の被保険者について補償対象者への法定外補償として保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約が締結されている場合は、その保険契約または共済契約により支払われる保険金または共済金を含みます。	右記以外の場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人（※3）の役員等または使用人が補償対象者である場合	（a）記名被保険者	（a）記名被保険者	（b）記名被保険者の役員等（※4）	（b）記名被保険者の役員等（※4）		（c）記名被保険者の下請負人（※3）（※5）		（d）上記（c）の役員等（※5）	補償対象者1名および1回の災害（※）につき、[損害賠償責任額]－[左記「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額]を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額を限度とします。	● 次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害については、保険金をお支払いしません。 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 等 ● 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。 ① 被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間の損害賠償に関する契約または災害補償規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金もしくは費用 ② 被保険者が個人の場合は、その被保険者と同居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 ③ 労働基準法の休業補償または船員法による傷病手当の補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ④ 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被保険者が負担する金額 等
	右記以外の場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人（※3）の役員等または使用人が補償対象者である場合												
（a）記名被保険者	（a）記名被保険者													
（b）記名被保険者の役員等（※4）	（b）記名被保険者の役員等（※4）													
	（c）記名被保険者の下請負人（※3）（※5）													
	（d）上記（c）の役員等（※5）													
	使用者費用保険金 業務上の事由により保険期間中に補償対象者が身体の障害（※1）を被ったことにより、被保険者（※2）が法律上の損害賠償責任の解決のために、訴訟・和解・調停・仲裁費用・示談交渉費用（※3）、引受保険会社への協力費用または権利保全行使費用を負担した場合 （※1）傷害または疾病（風土病および職業性疾病を除きます。）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 （※2）被保険者は上表のとおりです。 （※3）引受保険会社の書面による同意を得て支出したものに限りします。	左記「保険金をお支払いする場合」の費用の全額を保険金としてお支払いします。												
	事業者費用補償（ベシッパ・実損型）特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に記名被保険者が右記「お支払いする保険金の額」①～⑤の費用を負担したとき	記名被保険者が実際に負担した次の①～⑤の費用で、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な費用に対して、補償対象者1名につき、事業者費用補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	● 死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いしない場合 等										
			① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用											
			② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救済者費用											
			③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用											

基本補償

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合										
		④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用(*) ⑤その他死亡補償保険金または後遺障害補償保険金の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、「コンサルティング費用補償特約」に規程する費用を除きます。 (*)代替要員の賃金は含みません。 (注1)補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用についてお支払いする保険金の額は、補償対象者1名につき100万円を限度とします。 (注2)損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。											
事業者費用補償 (ワイド・実損型) 特約	以下のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に、記名被保険者が下記「お支払いする保険金の額」①～⑥の費用を負担したとき (1)補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被った場合 (2)「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(※) (※)日本国内においてなされた不当行為に起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限りします。	記名被保険者が実際に負担した次の①～⑥の費用で、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な費用に対して、補償対象者1名につき、事業者費用補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 ②遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救済者費用 ③事故現場の清掃費用等の復旧費用 ④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用(*) ⑤左記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用 ⑥その他普通保険約款またはこの保険契約にセットされる特約の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、「コンサルティング費用補償特約」に規定する費用を除きます。 (*)代替要員の賃金は含みません。 (注1)補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用についてお支払いする保険金の額は、補償対象者1名につき100万円を限度とします。 (注2)損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	● 共通事項(1) (P6)記載の事項 ● 共通事項(2) (P6)(P7)記載の事項 ● 左記「保険金をお支払いする場合」の(2)の事象に該当する場合は、直接であると間接であるとを問わず、「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。 ①初年度契約(*)の保険期間の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求 ②初年度契約(*)の保険期間の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(*)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ③この保険契約始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(*)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ④この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 (※1)継続契約以外の「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされている契約をいいます。 (※2)適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。 なお、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 等										
コンサルティング 費用補償特約	以下のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に、被保険者(※1)が、日本国内で行うコンサルティング(※5)に関する下記「お支払いする保険金の額」①～③の費用を負担したとき (1)補償対象者が、業務上の事由により身体の障害(※6)を被った場合(業務上の事由により身体の障害を被ったと疑われる場合を含みます。) (2)「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(※7) (※1)被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。 (ア)上記の事象(1)に該当する場合は下表のとおり <table><tr><th>右記以外の 場合</th><th>記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(※2)の役員等または使用人が補償対象者である場合</th></tr><tr><td>(a)記名被保険者</td><td>(a)記名被保険者</td></tr><tr><td>(b)記名被保険者の役員等(※3)</td><td>(b)記名被保険者の役員等(※3)</td></tr><tr><td>(c)記名被保険者の下請負人(※2)(※4)</td><td>(c)記名被保険者の下請負人(※2)(※4)</td></tr><tr><td>(d)上記(c)の役員等(※4)</td><td>(d)上記(c)の役員等(※4)</td></tr></table>	右記以外の 場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(※2)の役員等または使用人が補償対象者である場合	(a)記名被保険者	(a)記名被保険者	(b)記名被保険者の役員等(※3)	(b)記名被保険者の役員等(※3)	(c)記名被保険者の下請負人(※2)(※4)	(c)記名被保険者の下請負人(※2)(※4)	(d)上記(c)の役員等(※4)	(d)上記(c)の役員等(※4)	被保険者が当社の書面による同意を得て負担した次の①～③の費用で、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な費用に対して、補償対象者1名につき、100万円を限度に保険金をお支払いします。 ①上記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生した時の相談等対応 ②再発防止対応 ③上記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等の方法の策定 (注)損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	● 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害については、保険金をお支払いしません。 ①保険契約者、被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 等 ● 左記「保険金をお支払いする場合」の(2)の事象に該当する場合は、直接であると間接であるとを問わず、「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。 ①初年度契約(※1)の保険期間の始
右記以外の 場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(※2)の役員等または使用人が補償対象者である場合												
(a)記名被保険者	(a)記名被保険者												
(b)記名被保険者の役員等(※3)	(b)記名被保険者の役員等(※3)												
(c)記名被保険者の下請負人(※2)(※4)	(c)記名被保険者の下請負人(※2)(※4)												
(d)上記(c)の役員等(※4)	(d)上記(c)の役員等(※4)												

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
	(イ) 上記の事象(2)に該当する場合は記名被保険者 (※2) 建設業法第2条に定める下請負人を行い、数次の請負による場合の請負人を含みます。 (※3) 記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限りします。 (※4) 記名被保険者の日本国内で行う業務の遂行に起因して損害を被る場合に限りします。 (※5) コンサルティング事業者(上記の事象に関連した被保険者の対応の全般または一部を支援、指導または助言を行う者をいい、弁護士および司法書士を含みます。)が行う支援、指導または助言業務をいいます。 (※6) 傷害または疾病(風土病および職業性疾病を除きます。)をいい、これらの起因する後遺障害または死亡を含みます。 (※7) 日本国内においてなされた不当行為に起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限りします。		期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求 ②初年度契約(※1)の保険期間の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(※2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ③この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(※2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ④この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 (※1) 継続契約以外の「コンサルティング費用補償特約」がセットされている契約をいいます。 (※2) 適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。なお、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 等
メンタルヘルス対策費用特約	労災保険法等の給付が決定した精神障害(※1)により補償対象者が休職した場合に、その補償対象者が職場復帰するために、記名被保険者が以下のいずれかの費用を引受保険会社の書面による同意を得て支出したとき ①精神障害(※1)により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用 ②精神障害(※1)により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に係る費用 (※1) 総務庁告示分類項目(※2)中の分類コードが次のいずれかに該当する精神障害をいいます。 ①F04からF09まで ②F20からF51まで ③F53からF54まで ④F59からF63まで ⑤F68からF69まで ⑥F99 (※2) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。	補償対象者1名および保険期間中につき100万円を限度に保険金をお支払いします。 (注) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	● 共通事項(1) (P6)記載の事項 ただし、共通事項(1) (P6)⑥の「職業性疾病等」は「職業性疾病」と読み替えます。 ● 共通事項(2) (P6)(P7)記載の事項 ただし、共通事項(2) ④は、「補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失(ただし、業務に起因して発生した症状および精神障害の場合には、保険金をお支払いします。)」と読み替えます。 ● 労災保険法等による給付の決定がなされない場合 等
雇用慣行賠償責任補償特約	被保険者(※1)が、日本国内において補償対象者に対して行った不当行為(差別的行為、ハラスメント、不当解雇等、人格権侵害、不当評価等、説明義務違反、報復的行為等)に起因して、補償対象者より保険期間中に被保険者(※1)に対して日本国内において損害賠償金・争訟費用・応訴費用を負担した場合 (※1) 被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者のすべての役員および使用人(※2)。ただし、記名被保険者の業務の遂行に起因して、「保険金をお支払いする場合」の損害を被る方に限りします。 (※2) 使用人とは、記名被保険者に雇用され、記名被保険者の業務に従事する方をいいます。既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。	一連の損害賠償請求(※)および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う保険金の額の合計で支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (※) 損害賠償請求がなされた時、場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の不当行為またはその不当行為に関連する他の不当行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。	● 直接であると間接であるとを問わず、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。 (1) 実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。 ①被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 ②被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求 ③被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求 (2) 実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。また、②および③の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行わ

基本補償	保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
				れるものとしします。 ①初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求 ②初年度契約の保険期間の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(*1)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ③この保険契約始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(*1)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ④この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾(じょう)に起因する損害賠償請求 ⑥地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求 (3)役員または使用人が業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償請求(*2) (*1)知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 (*2)労働基準法、労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他労働災害補償法令に定められた業務上災害補償の履行に関する損害賠償請求を含みます。 等

オプション補償	保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
	フルタイム補償特約	補償対象者が記名被保険者の業務に従事していない間に身体障害を被った場合で、次の①～⑫の特約をセットしているときに、保険金をお支払いする特約です。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 ⑨事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約 ⑩事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 ⑪事業者費用補償(定額型)特約 ⑫コンサルティング費用補償特約	それぞれの補償保険金の額に従います。	● 共通事項(1) (P6)記載の事項 ● 共通事項(2) (P6)(P7)記載の事項 ●「コンサルティング費用補償特約」については「コンサルティング費用補償特約」の「保険金をお支払いしない主な場合」に記載の事項 等
	医療費用補償保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、治療を受けた場合で、補償対象者が次のいずれかの費用を負担したとき。ただし、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に補償対象者が負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額に限ります。 ①治療のために病院・診療所に支払った公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代(*)およびその他補償対象者が病院・診療所に支払った費用 ②入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的方法・経路による移送費および交通費に限ります。) ③医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の	補償対象者1名の同一の事故による身体障害について、医療費用補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (注) 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した費用から差し引きます。 ○公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付 ○第三者から支払われた損害賠償金 ○補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付	● 共通事項(1) (P6)記載の事項 ● 共通事項(2) (P6)(P7)記載の事項 等

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
	費用またはその他の医師が必要と認めた費用 (*) 医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。		
休業補償 保険金支払特約 (注) 免責期間は0日、7日、14日のいずれかを、補償期間は90日、180日、365日、730日のいずれかをそれぞれご選択いただけます。	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合 (注) [再び就業不能となった場合の取扱い] 免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過する日までに、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。(再び就業不能となった期間に対しては、新たに免責期間および補償期間を適用しません。)	補償対象者1名につき、[休業補償保険金支払限度日額]×[就業不能期間の日数]を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 「就業不能期間」とは、補償期間内における補償対象者の就業不能の日数をいいます。 (注2) 平均所得日額が休業補償保険金支払限度日額より小さい場合は、平均所得日額を休業補償保険金支払限度日額として保険金のお支払額を計算します。 (注3) 保険期間中かつ休業補償保険金のお支払いを受けられる期間内に、さらに休業補償保険金のお支払いを受けられる身体障害を被った場合は、休業補償保険金を重ねてはお支払いしません。(後の身体障害についてはその事故の発生の日に就業不能をきたしたものとみなし、新たに免責期間および補償期間を適用します。) (注4) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	● 共通事項(1) (P6) 記載の事項 ● 共通事項(2) (P6) (P7) 記載の事項 等 (注1) 免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降にその就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合は、再び就業不能となった期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2) ご契約をお引受した場合でも、保険期間の開始時(*)より前に発生した事故による身体障害については保険金をお支払いしません。 (*) この特約をセットしたご契約を継続された場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
入院時一時補償 保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院補償保険金がお支払われる場合で、かつ、2日以上入院したとき	補償対象者1名の同一の事故による身体障害について、入院時一時補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 入院時一時補償保険金のお支払いの対象となる期間中にさらに入院時一時補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、入院時一時補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	● 共通事項(1) (P6) 記載の事項 ● 共通事項(2) (P6) (P7) 記載の事項 ● 入院した初日に退院された場合 等
退院時一時補償 保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院補償保険金がお支払われる場合で、かつ、次のいずれかに該当したとき ① 15日以上入院した後に、生存して退院した場合 ② 入院日数が365日を超えた場合	補償対象者1名の同一の事故による身体障害について、退院時一時補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 左記「保険金をお支払いする場合」の②により退院時一時補償保険金をお支払いした後、生存して退院した場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による退院時一時補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注2) 退院時一時補償保険金のお支払いの対象となる期間中にさらに退院時一時補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、退院時一時補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	● 共通事項(1) (P6) 記載の事項 ● 共通事項(2) (P6) (P7) 記載の事項 等
長期療養補償 保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、次のいずれかに該当した場合 ① 入院等の状態に該当した日数が60日を超えていること ② 入院等の状態に該当した日数が120日を超えていること	補償対象者1名の同一の事故による身体障害について、それぞれ次の額を限度に保険金をお支払いします。 (a) 左記「保険金をお支払いする場合」①に該当した場合は長期療養補償保険金支払限度額 (b) 左記「保険金をお支払いする場合」②に該当した場合は長期療養補償保険金支払限度額 (注1) 入院等の状態に該当しなくなった	● 共通事項(1) (P6) 記載の事項 ● 共通事項(2) (P6) (P7) 記載の事項 等

オプション補償	保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
			後、その状態の原因となった身体障害によって再び入院等の状態に該当した場合は、それぞれの入院等の状態に該当した期間をあわせて単一の期間とみなし、左記「保険金をお支払いする場合」①および②の日数を数えます。 (注2) 入院等の状態に該当している期間中にさらに入院等の状態に該当する身体障害を被った場合は、長期療養補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	

その他の補償

特約名称	特約の説明	
事業者費用補償(定額型)特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金(第7級以上)が支払われる場合に、以下の事業者費用補償保険金を記名被保険者にお支払いします。	
	保険金の種類	事業者費用補償保険金の額
	死亡補償保険金	補償対象者1名につき100万円
	後遺障害補償保険金(後遺障害第1級から第3級までの場合)	補償対象者1名につき25万円
	後遺障害補償保険金(後遺障害第4級から第7級までの場合)	補償対象者1名につき15万円
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により身体障害を被った場合にも、次の①～⑫の特約をセットしているときに保険金をお支払いします。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ⑩事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ⑪事業者費用補償(定額型)特約 ③通院補償保険金支払特約 ⑫コンサルティング費用補償特約 ④医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 ⑨事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約	
天災危険補償(使用者賠償用)特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により補償対象者が身体の障害を被ったことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合にも、この保険契約にセットされた「使用者賠償責任補償特約」に従い保険金をお支払いします。	
通院補償金支払に関する特約	通院しない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等の身体障害を被った所定の部位(*1)を固定するために医師の指示によりギプス等(*2)を常時装着していた日数を、通院した日数に含めます。 (*1) 所定の部位 1. 長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 	

その他の補償	特約名称	特約の説明
	後遺障害等級第1～7級限定補償特約	補償対象者が業務に従事している間に身体障害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合で、補償対象者に発生した後遺障害が、次のいずれかに該当する場合に限り、後遺障害補償保険金をお支払いします。 ①後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級の後遺障害の等級に該当する場合 ②同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合、または、既に後遺障害のある同一部位について後遺障害の程度を加重した場合に、「死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約」の規定により算出した割合が第7級に掲げる割合以上のとき
	【60日用・90日用・120日用】 入院補償保険金支払限度日数変更特約	入院補償保険金の支払限度日数を180日から60日、90日または120日に変更します。（お支払いの対象となる期間は、事故の発生の日からその日を含めて180日のままとなります。）
	【30日用・60日用】 通院補償保険金支払限度日数変更特約	通院補償保険金の支払限度日数を90日から30日または60日に変更します。（お支払いの対象となる期間は、事故の発生の日からその日を含めて180日のままとなります。）
	業務による疾病補償対象外特約	補償対象者が次のいずれかに該当する身体障害を被った場合に記名被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①業務に起因して発生した症状 ②P6の「死亡補償保険金」の「保険金をお支払いする場合」の表に掲げる保険金支払の対象となる症状
	使用者賠償責任限定補償 (死亡・後遺障害第1～7級)特約	補償対象者が身体の障害を被ったことにより発生した後遺障害が、次のいずれかに該当する場合に限り、この保険契約にセットされた「使用者賠償責任補償特約」に従い保険金をお支払いします。 ①死亡した場合 ②後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級の後遺障害の等級に該当する場合 ③同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合、または、既に後遺障害のある同一部位について後遺障害の程度を加重した場合「死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約」の規定により算出した割合が第7級に掲げる割合以上のとき
	使用者賠償責任限定補償(死亡のみ)特約	補償対象者が身体の障害を被ったことにより死亡した場合に限り、この保険契約にセットされた「使用者賠償責任補償特約」に従い保険金をお支払いします。
	自動車搭乗中補償対象外特約	記名被保険者の所有・使用・管理する自動車(原動機付自転車を含みます。)に業務従事中(通勤途上は除きます。)に搭乗している間に、補償対象者が被った身体障害によって生じた損害について、次の①～⑪の特約に対しては、保険金をお支払いしません。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 ⑨事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約 ⑩事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 ⑪事業者費用補償(定額型)特約
	後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、後遺障害補償保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、その補償対象者が生存しているときに、後遺障害補償保険金支払限度額を2倍の額とします。
	入院補償保険金・手術補償保険金 支払日数延長(365日)特約	入院補償保険金および手術補償保険金の支払限度日数およびお支払いの対象となる期間を180日から365日または730日に延長します。ただし、入院補償保険金をお支払いするのは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に限りです。
	入院補償保険金・手術補償保険金 支払日数延長(730日)特約	
	入院補償保険金および通院補償保険金の 7日間2倍支払特約	入院補償保険金または通院補償保険金をお支払いする場合に該当した期間の入院または通院の最初の7日間に対して、入院補償保険金支払限度日額または通院補償保険金支払限度日額の2倍の額を限度に保険金をお支払いします。 (注)同一の事故で入院補償保険金をお支払いする事由および通院補償保険金をお支払いする事由のいずれにも該当する場合は、合計で7日間までが2倍の額を限度に保険金をお支払いする対象となります。なお、入院補償保険金のお支払いの対象となる期間中にさらに入院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合でも、2倍の額を限度に保険金をお支払いする日数は、最初の入院補償保険金をお支払いする事由に該当した日から起算します。
	入院補償保険金の7日間2倍支払特約	入院補償保険金をお支払いする場合に該当した期間の最初の7日間に対して、入院補償保険金支払限度日額の2倍の額を限度に保険金をお支払いします。 (注)入院補償保険金のお支払いの対象となる期間中にさらに入院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合でも、2倍の額を限度に保険金をお支払いする日数は、最初の入院補償保険金をお支払いする事由に該当した日から起算します。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数、就業不能期間の日数の認定にあたっては、身体障害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

用語のご説明

- 「記名被保険者」とは、加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。
- 「業務に起因して発生した症状」とは、補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2 二から十一までのうち、次の①から③の要件をすべて満たすものをいいます。①偶然かつ外来によるもの ②労働環境に起因するもの ③その原因が時間的および場所的に確認できるもの。ただし、職業性疾患等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生日とします。
- 「業務に就いている間」とは、次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。
 - ①補償対象者が職務等に就いている間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - ②①にかかわらず、補償対象者が役員等である場合には、役員等としての職務に従事している間で、かつ、次のアからオのいずれかに該当する間
ア.被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中
イ.被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間
ウ.被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
エ.取引先との契約、会議などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間
オ.補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した場合の職務従事中および通勤中
 - ③①および②にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の傭（よう）車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間をいいます。
- 「ケガ」（傷害）とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限ります。
- ・「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

- ・「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が補償対象者にとって予知できない、補償対象者の意思に基づかないこと」を意味します。
- ・「外来」とは、「保険事故の原因が補償対象者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「事故」とは、傷害についてはその原因となった事故を、業務に起因して発生した症状についてはその発症をいいます。
- 「支払限度額」とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。
- 「職業性疾患」とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質もしくは状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なものの（*）をいいます。
（*）振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉塵（じん）を飛散する場所における業務によるじん肺症、じん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。
- 「職業性疾患等」とは、職業性疾患のほか、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①疲労の蓄積もしくは老化によるもの ②精神的ストレスを原因とするもの（*）
- ③かぜ症候群（*）ストレス性胃炎等をいいます。
- 「身体障害」とは、傷害または業務に起因して発生した症状をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- 「損害」とは、補償対象者が加入者証記載の被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害をいいます。
- 「被保険者」とは、P15重要事項のご説明をご覧ください。
- 「法律上の損害賠償責任」とは、主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。
- 「保険金」とは、普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
- 「保険料」とは、加入者がこの保険契約に基づいて引受保険会社へ払い込むべき金銭をいいます。
- 「補償金」とは、記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。
- 「補償対象者」については、裏表紙をご覧ください。
- 「労災保険法等」とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）もしくは船員保険法（昭和14年法律第73号）またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

重要事項のご説明 中央会ビジネスJネクストにご加入いただくお客さまへ

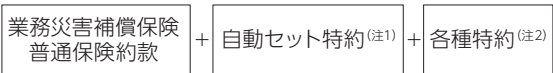
加入前におけるご確認事項

- お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面では、中央会ビジネスJネクスト（業務災害補償保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。
- 申込人と記名被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
※普通保険約款・特約は、ご加入後にお届けする加入者証に同封しております。※加入申込票への記名・押印（またはご署名）は、この書面の受領印を兼ねています。※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

- 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報 ご加入に際して加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み 契約概要



この保険には補償範囲の異なる2つのプラン「ワイド」「ベーシック」があり、いずれかのプランをご選択のうえ加入していただきます。それぞれのプランでお支払いする主な保険金の種類は「(2) 補償内容 ■お支払いする主な保険金」をご参照ください。なお、2つのプラン以外にフリープランでのご加入も可能です。

- (注1) 次の特約となります。
 - ・業務災害補償保険追加特約
 - ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- (注2) 加入内容に応じて各種特約がセットされます。

(2) 補償内容

- 被保険者 契約概要 補償の内容によって、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
- 記名被保険者 契約概要 加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。
- 補償対象者 契約概要 裏表紙記載の「補償対象者」のとおりです。
- 補償の対象 契約概要 記名被保険者の業務に従事する方（補償対象者をいいます。）が、記名被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、記名被保険者が支出する費用等を補償する保険です。
- 保険金をお支払いする主な場合 契約概要 P6～14記載の「お支払いする保険金の額」および「特約の説明」ととおりです。

- お支払いする主な保険金 契約概要 P6～14記載の「お支払いする保険金の額」および「特約の説明」ととおりです。
- 保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報 P6～13記載の「保険金をお支払いしない主な場合」ととおりです。
(注) 身体障害

傷害（*1）または業務に起因して発生した症状（*2）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。また、労災認定身体障害追加補償特約をセットした場合は、労災認定された脳・心疾患その他疾病等も身体障害に含まれます。

（*1） 傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限ります。
（*2） 業務に起因して発生した症状	補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則別表第1の2 二から十一までのうち、次の①から③の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性疾患等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生日とします。 ①偶然かつ外来によるもの ②労働環境に起因するもの ③その原因が時間的および場所的に確認できるもの

- (3) セットできる主な特約 契約概要 セットできる主な特約は、P6～14をご参照ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 支払限度額・日額 契約概要

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。詳細は「(2) 補償内容 ■お支払いする主な保険金」をご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・日額につきましては、加入申込票の「支払限度額・日額」欄にてご確認ください。

(5) 加入期間・補償の開始時期 契約概要 注意喚起情報

■加入期間

加入期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。お客さまが実際にご加入いただく加入期間につきましては、加入申込票の「加入期間」欄にてご確認ください。

■補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

保険料(分割の場合は第1回分割保険料)は、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。加入期間が始まった後も保険料の払込みを怠った場合、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

(注) 保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「4. 保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。

2. 保険料 契約概要

(1) 保険料

保険料は、支払限度額・日額、事業種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、この保険契約には過去の保険金のお支払実績等に基づく割引が適用されます。なお、加入者ごとに、過去の保険金のお支払実績等に基づき割引が適用される場合があります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(2) 被保険者数割引の適用

ご加入いただいた被保険者の数にしたがって、被保険者数割引を適用することができます。ただし、割引率は被保険者の数により変動します。このため、加入状況により割引率が変更となる場合があります。

3. 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

裏表紙をご参照ください。

4. 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は、裏表紙に記載の方法により払い込みください。裏表紙に記載の方法により保険料を払い込みいただけない場合には、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

5. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

6. その他

(1) 団体契約の引受

ご加入いただいた被保険者の数が2被保険者以上とならなかった場合、一般契約としての引受または加入期間の変更をお願いすることがあります。

(2) 加入申込票記載内容のご確認

申込時には、加入申込票に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。また、加入申込票の記載内容をご確認ください。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。

加入時におけるご注意事項

1. 告知義務(加入申込票の記載上の注意事項) 注意喚起情報

加入者または被保険者には、ご加入時に加入申込票^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)

加入申込票^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、ご加入に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されて

いる場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険種類、支払限度額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約等の補償内容が同一となっている場合もあります。

ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2. クーリングオフ(ご加入申込みの撤回等) 注意喚起情報

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

3. その他

保険料算出のための確認資料

ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料^(注)を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(注) 引受保険会社様式による「申告書」等をいいます。

加入後におけるご注意事項

1. 加入後にご連絡いただくべき事項(通知義務等) 注意喚起情報

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合にはあらかじめ(事実の発生が加入者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○加入申込票の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合

○ご加入時にご提出いただいた申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

○加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合

○上記のほか、加入条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社へ速やかにお申し出ください。

■脱退(解約)の条件によって、脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(次図をご参照ください。)分よりも少なくなります。たとえば、加入期間1年・一時払のご加入を始期日から6か月後に脱退(解約)した場合、解

約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。



■脱退(解約)に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、脱退(解約)日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

3. 失効について 注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4. 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

5. 保険契約に関する調査

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】 平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関 注意喚起情報

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、加入者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（加入者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 特約などの補償重複 注意喚起情報

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（他の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約などの対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や支払限度額・日額等をご確認いただき、特約などの要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。^(注)

^(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご加入を解約したときなどは特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約など>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
(1)	使用者賠償責任補償特約	・労働災害総合保険 使用者賠償責任条項 ・ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター（建設業用） 使用者賠償責任補償特約
(2)	事業者費用補償（定額型/ベーシック・実損型/ワイド・実損型）特約	・労働災害総合保険 災害付帯費用補償特約
(3)	雇用慣行賠償責任補償特約	ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター（建設業用） 雇用慣行賠償責任補償特約
(4)	コンサルティング費用補償特約	労働災害総合保険 コンサルティング費用補償特約

4. ご加入条件について

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、加入期間終了後、継続加入できないことや補償内容等を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

5. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- (2) 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (3) 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- (4) 上記のほか、(1)～(3)と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

6. 事故が発生した場合の手続

- (1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、損害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料) へ

- (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

*1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

*2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	死亡・後遺障害	入院・手術	通院
① 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	○	○	○
② 引受保険会社所定の事故状況報告書	事故状況報告書兼証明書、労働者死傷病報告（写）	○	○	○
③ 記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合は、災害補償規定等	災害補償規定等（写）	○	○	○

その他ご留意いただきたいこと

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	死亡・ 後遺障害	入院・ 手術	通院
④ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関の証明書、交通事故証明書 等	○	○	○
⑤ 補償対象者であることを確認するための書類	従業員名簿(写)、雇用契約書(写)、請負契約書(写)、発注書(写) 等	○	○	○
⑥ 死亡を証明する書類および補償対象者の戸籍謄本	死亡診断書、死亡検案書、補償対象者の戸籍謄本	○		
⑦ 後遺障害の程度を証明する補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他後遺障害の内容・程度を示す書類 等	○		
⑧ 記名被保険者が支払った補償金の額を証明する書類(補償対象者に対して補償金を支払った後に保険金を請求する場合)	補償金の振込伝票(写)または補償金受領書	○	○	○
⑨ 保険金を補償金に充当することについての補償対象者またはその補償対象者の遺族の承諾書(補償対象者に対して補償金を支払う前に保険金を請求する場合) ^(注)	保険金を補償金に充当することについての承諾書、保険金請求に関する了知確認書(「保険金の請求に関する特約」をセットした場合)	○	○	○
⑩ 身体障害の程度および手術の内容を証明する補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等		○	
⑪ 入院した日数を証明する病院または診療所の証明書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等		○	
⑫ 身体障害の程度を証明する補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等			○
⑬ 通院日数を記載した病院または診療所の証明書類	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等			○
⑭ その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	引受保険会社所定の同意書、労災保険法等の支給請求書(写)、支給決定通知書(写) 等	○	○	○

(注)「保険金の請求に関する特約」をセットしたご契約で、補償対象者またはその補償対象者の遺族の承諾を得る前に保険金を請求する場合は、「保険金請求についての確約書」をご提出いただけます。この場合、保険金をお支払いした日からその日を含めて30日以内に、補償対象者またはその補償対象者の遺族に対して補償金を支払ったことを確認できる書類をご提出いただくことが必要となります。

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(3)示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について 引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について 引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

ご加入の条件等

保険契約者

この保険は全国中小企業団体中央会が保険契約者となる団体契約です。

加入者および記名被保険者

加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者（保険契約により補償を受けられる方）をいいます。

この保険の加入者および記名被保険者となれる方は、次の①、②の条件をいずれも満たす事業者の方です。

- ① 中小企業団体中央会の会員、または会員の構成員（組合傘下の法人等） ② 日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者

（注意）一人親方など、個人事業主ご本人のみが補償対象者となる契約のお引受はできませんのでご注意ください。

補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります。（加入申込票の「補償対象者」欄に指定された方をいいます。）

ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とするお引受はできませんのでご注意ください。

（お引き受けできない契約の例）・シルバー人材センターが被保険者、登録者が補償の対象者となる引受

売上高方式では、下表の区分Ⅰ～Ⅳすべての方が補償対象者となります。（区分を限定してお引き受けすることはできません。）人数方式では客観的区分にもとづき補償対象者を限定することも可能です。

区分	補償対象者
Ⅰ	記名被保険者の役員等（事業主または役員をいいます。）
Ⅱ	記名被保険者の従業員（パート・アルバイトを含みます。）
Ⅲ	●記名被保険者が建設業者の場合：下請負人（注1） ●記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合：傭（よう）車運転者（注2）
Ⅳ	Ⅰ～Ⅲ以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（事務所、営業所、工場等）内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約（請負契約、委任契約、労働者派遣契約等）に基づき、記名被保険者の業務に従事する者

（注1）下請負人

建設業法第1章第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。なお、下請負人が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

（注2）傭（よう）車運転者

貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人（数次の請負による場合は1次請負人に限ります。）および業務委託契約における受託人（数次の業務委託による場合は1次受託人に限ります。）をいいます。なお、傭（よう）車運転者が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

保険料について

保険料は、以下に基づいて決定します。また、この保険契約には過去の保険金のお支払実績（お支払見込額を含みます。）等に基づく割増引（損害率による割増引）が適用されます。なお、加入者ごとに、過去の保険金のお支払実績（お支払見込額を含みます。）等に基づき、割増が適用される場合があります。この保険契約では、ご加入の際に決定する「あらかじめ確定した保険料」を払い込んでいただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入頂く保険料につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

●売上高方式 「加入時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」および引受条件等

●人数方式 「加入時に把握可能な「人数（在籍者全員）」または「人数（最大稼働）」および引受条件等

新設法人等で、「加入時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」が存在しない場合には、資料（ご注意）等により確認可能な「事業計画値」に基づいて保険料を算出します。この場合、「事業計画値」に基づいて算出した保険料は「あらかじめ確定した保険料」となりますので、保険期間終了後に実際の「売上高」・「完成工事高・売上高」をご通知いただく必要はありません。

保険期間終了後の
保険料精算は
不要です！

保険料例（告知事項申告書における告知内容により、さらに最大25%のリスク診断割引が適用されます。）

<契約条件>死亡・後遺障害補償保険金支払限度額1,000万円、入院・手術補償保険金支払限度日額5,000円、通院補償保険金支払限度日額3,000円、（役員のみ）フルタイム補償特約、労災認定身体障害追加補償特約、コンサルティング費用補償特約、使用者賠償責任補償特約1名・1災害1億円、雇用慣行賠償責任補償特約1,000万円 適用割引：損害率による割引30%、被保険者数割引20%

業種 ※保険料は事業内容によって異なります。	コード		売上高（単位：円）				
			5000万	1億	2億	5億	10億
建築事業（既設建築物設備 工事業を除く）	350	月払保険料	10,510	15,620	23,770	42,000	67,490
		（年間保険料）	(126,120)	(187,440)	(285,240)	(504,000)	(809,880)
金属製品製造業又は 金属加工業	540	月払保険料	14,010	21,450	29,940	56,250	89,270
		（年間保険料）	(168,120)	(257,400)	(359,280)	(675,000)	(1,071,240)
貨物取扱事業（港湾貨物取扱 事業及び港湾荷役業を除く）	720	月払保険料	13,600	21,420	36,180	72,900	114,370
		（年間保険料）	(163,200)	(257,040)	(434,160)	(874,800)	(1,372,440)

Check! ●保険料の払込方法 保険料はご指定の預金口座から毎月23日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に引き落とさせていただきます。

●第1回保険料振替日 加入始期翌々月の23日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

加入期間と加入申込締切日

加入期間は毎月1日午後4時から1年間です。

加入申込締切日	始期	加入申込締切日	始期
平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日 午後 4 時	平成 30 年 9 月 30 日	平成 30 年 10 月 1 日 午後 4 時
平成 30 年 4 月 30 日	平成 30 年 5 月 1 日 午後 4 時	平成 30 年 10 月 31 日	平成 30 年 11 月 1 日 午後 4 時
平成 30 年 5 月 31 日	平成 30 年 6 月 1 日 午後 4 時	平成 30 年 11 月 30 日	平成 30 年 12 月 1 日 午後 4 時
平成 30 年 6 月 30 日	平成 30 年 7 月 1 日 午後 4 時	平成 30 年 12 月 31 日	平成 31 年 1 月 1 日 午後 4 時
平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 8 月 1 日 午後 4 時	平成 31 年 1 月 31 日	平成 31 年 2 月 1 日 午後 4 時
平成 30 年 8 月 31 日	平成 30 年 9 月 1 日 午後 4 時	平成 31 年 2 月 28 日	平成 31 年 3 月 1 日 午後 4 時

Check!

●保険料の払込方法 保険料はご指定の預金口座から毎月23日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に引き落とさせていただきます。

「災害補償規定等の有無」とお支払いする保険金の額

災害補償規定等の有無により、お支払いする保険金の額が異なります。災害補償規定等の内容を必ずご確認ください、ご加入ください。

①記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合 加入者証に記載された支払限度額または災害補償規定等で規定された補償金の額のいずれか低い額

②記名被保険者が災害補償規定等を定めていない場合 加入者証に記載された支払限度額

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社

保険契約者である全国中小企業団体中央会が、三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社として締結する団体契約をご案内しています。

<ご連絡先>

■ 取扱代理店 ■

■ 中央会名 ■